

地方創生の加速に向けた力強い実践を求める意見書

日本の人口は今後急速に減少することが確実視されており、人口減少の克服と東京一極集中の是正に一刻の猶予も許されないとの強い危機感を持ち、国・地方挙げて地方創生を強力に推進していかなければならない。

地方創生の切り札として、国は「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」において、改めて政府関係機関の地方移転の推進を明確に位置付けており、徳島県民をはじめ国民は、その早期実現と多大な効果に対し、強く期待しているところである。

また、「とくしま回帰」に象徴される移住交流への実践をはじめ、地方が自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性、独自性を最大限に発揮するためには、地方創生の具現化を確実に担保する十分な財政支援措置が不可欠である。

よって、国においては、地方創生の加速に向け、次の事項を力強く実践されるよう強く要請する。

- 1 政府関係機関の地方移転については、企業の本社機能の地方移転をはじめ、地方への新しい人の流れづくりの突破口を開くため、本県の消費者庁など計6機関を含む地方からの提案の実現に向け、積極的に取り組むこと。
 - 2 新型交付金については、平成28年度から着実に措置し、地方が適切な目標管理のもとで、創意工夫しながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について思い切った拡大を図ること。
 - 3 平成28年度の地方財政措置においては、地方創生を主体的かつ継続的に進めることができるよう、平成27年度に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源を十分に確保すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月13日

徳島県議会議長 川 端 正 義